

令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和3年5月25日 14:00～

開会

- 日程第1 令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第25号 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について
- 日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について
- 日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について
- 日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について
- 日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について
- 日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 教育長の報告
- 日程第15 その他 教育事務局長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

次回以降教育委員会会議の開催について

令和3年6月 日（ ）午 時 分から

閉会

## 議案第 25 号

瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について

瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

### 記

- 1 工 事 名 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事
- 2 実施期間 令和 3 年 7 月から令和 3 年 9 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 中小学校 瑞穂市美江寺 173 番地
- 5 工事概要 木造平屋校舎の解体及び整地を行う。  
校舎面積  $A = 256.7 \text{ m}^2$   
建築年 昭和 37 年 2 月
- 6 予 算 額 17,600 千円

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

建物老朽化に伴い木造校舎を解体するもの。



## 議案第 26 号

瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について

瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

### 記

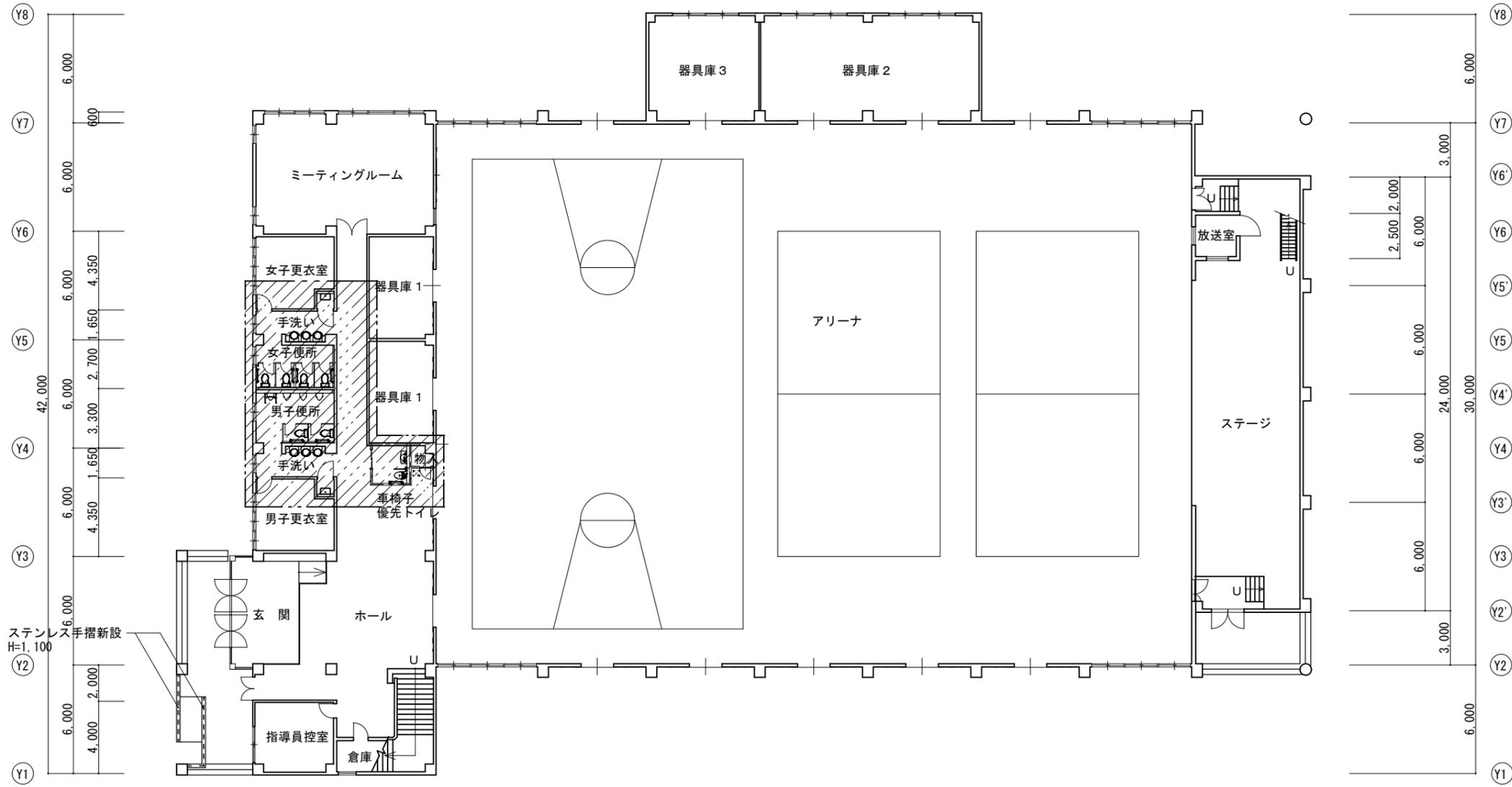
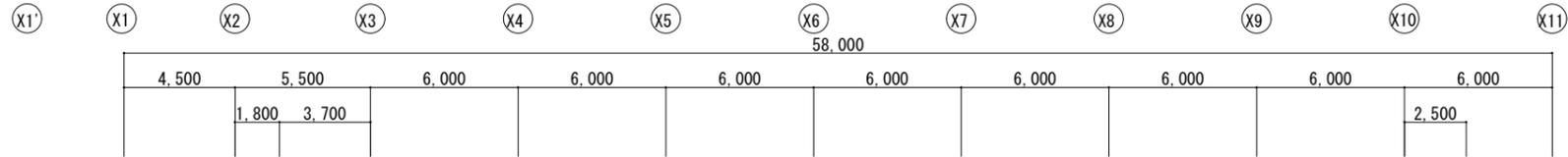
- 1 工 事 名 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事
- 2 実施期間 令和 3 年 7 月から令和 3 年 9 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 巢南中学校 瑞穂市古橋 10 番地 1
- 5 工事概要 屋内運動場トイレ改修工事  
R C 造 屋根部 S 造  
1 階男子・女子便所の改修及び車椅子優先トイレの新設  
男子便所 大便器 2 組 小便器 4 組  
女子便所 大便器 4 組  
車椅子優先便所 1 組  
床・壁・天井の改修及び給排水管の更新
- 6 予 算 額 27,883 千円

令和 3 年 5 月 25 日提出

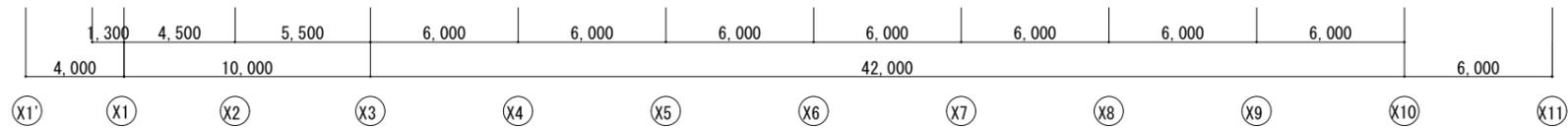
瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

老朽化により既存便所の改修及び多様な利用者に対応するため車椅子優先便所の設置をするもの。



工事範囲を示す



訂正日付		設計番号	工事名称	図面種別
		日付	図面名称	縮尺
		2021.03	改修後 1階平面図	1/200
図面は約70%縮小しています (A2→A3)				

議案第 27 号

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を  
改正する告示について

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する  
告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

補足給付費について、支払期間を明記するとともに幼稚園の設置者（代理受  
領者）を介さず直接保護者へ給付を実施するよう改正をするもの。

瑞穂市教育委員会告示第 号

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「（特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。イにおいて同じ。）」を削る。

第4条中「現に満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用」を「施設等利用給付認定保護者が現に支払った食事の提供に要した費用」に改め、「この条」の次に「及び第6条第2項第2号」を加える。

第7条を削る。

第6条第1項中「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付決定（却下）通知書」を「瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付（不交付）決定通知書」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（代理受領用）」を「瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書」に改め、同条第2項中「申請者の属する世帯の所得の状況を証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の属する世帯の市町村民税所得割額がわかる書類
- (2) 申請者が支払った食事の提供に要した費用の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補足給付費の支払）

第5条 補足給付費は、年に2回、次条の規定による申請に基づき、4月から9月までの月分及び10月から翌年3月までの月分をそれぞれ一括して支払うものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書

瑞穂市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、施設等利用給付認定保護者（以下「申請者」という。）の世帯の生活保護等の受給状況及び税務情報等の公簿、通函先が有する学籍簿、徴収金台帳等を瑞穂市が閲覧及び調査すること。
  2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定その他の附帯業務のために瑞穂市が利用すること。
  3. 要領に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要領第6条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ	申請者ごとの続柄	〒	—
	氏名	( )	現住所	( )
	連絡先(電話番号)	自宅	( )	携帯
申請子ども	フリガナ	現住所 申請者ごとの続柄 届出の有無	〒	—
	氏名		利用(予定)幼稚園名	
	生年月日	年 月 日		

※ 前年度1月1日現在の住所が市外の場合は、市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付してください。

交付申請区分 (該当する区分の□にレ (チェック)を入 れてください。)	<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満である
	<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である
	<input type="checkbox"/> 申請者が生活保護法による被保護者である
	<input type="checkbox"/> 申請者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である
	<input type="checkbox"/> 申請者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である
	<input type="checkbox"/> 申請子どもが、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる世帯の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者を除く。）である

同居者を全員記入してください。

申請子ども (生計の中心者の番号) (○を付してください)	フリガナ	申請子どもごとの続柄	生年月日			就労・通学・通 園先又は単身 赴任先
	氏名		年	月	日	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

交付申請額	金 円 ( 年 月分～ 年 月分)							
対象月	実費徴収額			対象月	実費徴収額			交付申請額 左記cの合計
	給食費 a	うち副食材料費 b	bと4,500円のうち 少ない額 c		給食費 a	うち副食材料費 b	bと4,500円のうち 少ない額 c	
4月	円	円	円	10月	円	円	円	円
5月	円	円	円	11月	円	円	円	
6月	円	円	円	12月	円	円	円	
7月	円	円	円	1月	円	円	円	
8月	円	円	円	2月	円	円	円	
9月	円	円	円	3月	円	円	円	

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。  
※実費徴収額（副食材料費がわかるもの）に係る徴収証の写しを添付してください。

補助金の振込先を、以下に記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
預金種別	1. 普通	2. 当座
口座番号		
口座人名義(カタカナ)		

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

瑞穂市長



瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請がありました瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

次のとおり交付します。

子どもの氏名	
生年月日	
利用施設名	
対象期間	年 月から 年 月まで
支給決定額	円
備考	

次の理由により交付しません。

理由：

様式第 3 号から様式第 5 号までを削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月10日 告示第32号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、施設等利用給付認定保護者のうち低所得で生計が困難である者等に係る満3歳以上施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用の一部について補足給付費を交付することにより、当該満3歳以上施設等利用給付認定子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">○瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月10日 告示第32号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、施設等利用給付認定保護者のうち低所得で生計が困難である者等に係る満3歳以上施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用の一部について補足給付費を交付することにより、当該満3歳以上施設等利用給付認定子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。</p>

- (2) 満3歳以上施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもであって、満3歳以上の者をいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (4) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (5) 負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (6) 小学校第3学年修了前子ども 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。

（補足給付費の交付）

第3条 補足給付費の交付は、本市に居住する満3歳以上施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、その満3歳以上施設等利用給付認定子ども（当該施設等利用給付認定保護者が第2号に該当する者である場合にあつては、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳以上施設等利用給付認定子どもに限る。次条において同じ。）が、特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である

- (2) 満3歳以上施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもであって、満3歳以上の者をいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (4) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (5) 負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (6) 小学校第3学年修了前子ども 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。

（補足給付費の交付）

第3条 補足給付費の交付は、本市に居住する満3歳以上施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、その満3歳以上施設等利用給付認定子ども（当該施設等利用給付認定保護者が第2号に該当する者である場合にあつては、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳以上施設等利用給付認定子どもに限る。次条において同じ。）が、特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である

幼稚園が満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について行う。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_分の  
地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が7万7,101円未満である場合における当該施設等利用給付認定保護者(イ及びウに掲げる者を除く。)

イ 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定子ども・子育て支援のあった月の

幼稚園が満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について行う。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。イにおいて同じ。)\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_分の  
地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が7万7,101円未満である場合における当該施設等利用給付認定保護者(イ及びウに掲げる者を除く。)

イ 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定子ども・子育て支援のあった月の

属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第30乗の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、令第15条の3第2項第2号に掲げる者を除く。）である場合における当該施設等利用給付認定保護者（ウに掲げる者を除く。）

ウ 特定子ども・子育て支援のあった月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である施設等利用給付認定保護者

(2) 施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる場合における当該施設等利用給付認定保護者（前号に掲げる者を除く。）

2 前項第1号アに規定する所得割の額を合算した額の算定については、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額の算定の例による。

（補足給付費の額）

第4条 補足給付費の額は、1月につき、満3歳以上施設等利用給付認定子ども1人当たり4,500円（\_\_\_\_\_施設等利用給付認定保護者が現に支払った食事の提供に要する費用（副食材料費に限る。

属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第30乗の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、令第15条の3第2項第2号に掲げる者を除く。）である場合における当該施設等利用給付認定保護者（ウに掲げる者を除く。）

ウ 特定子ども・子育て支援のあった月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である施設等利用給付認定保護者

(2) 施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる場合における当該施設等利用給付認定保護者（前号に掲げる者を除く。）

2 前項第1号アに規定する所得割の額を合算した額の算定については、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額の算定の例による。

（補足給付費の額）

第4条 補足給付費の額は、1月につき、満3歳以上施設等利用給付認定子ども1人当たり4,500円（現に満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用（副食材料費に限る。

以下この条及び第6条第2項第2号において同じ。)の額が4,500円を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額)とする。

(補足給付費の支払)

第5条 補足給付費は、年に2回、次条の規定による申請に基づき、4月から9月までの月分及び10月から翌年3月までの月分をそれぞれ一括して支払うものとする。

(補足給付費の交付申請)

第6条 補足給付費の交付を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、市長が指定する日までに、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書 (様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 申請者の属する世帯の市町村民税所得割額がわかる書類

(2) 申請者が支払った食事の提供に要する費用の額を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補足給付費の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費

以下この条\_\_\_\_\_において同じ。)の額が4,500円を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額)とする。

(補足給付費の交付申請)

第5条 補足給付費の交付を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、市長が指定する日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用) (様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の属する世帯の所得の状況を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(補足給付費の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、副食費の施設による徴収に係る補足給付費

交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定をした施設等利用給付認定保護者が利用する幼稚園の設置者（以下「施設設置者」という。）に対し、副食費の施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧（様式第3号）により、補足給付費の交付の対象となる施設等利用給付認定保護者及びその満3歳以上施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するものとする。

（補足給付費の交付方法）

第7条 補足給付費の交付決定を受けた施設等利用給付認定保護者は、補足給付費の請求及び受領に関する権限を施設設置者に委任するものとする。

2 施設設置者は、施設等利用給付認定保護者から前項の規定による委任を受けたときは、当該施設等利用給付認定保護者から、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用の額から第4条の規定により算定した補足給付費の額に相当する額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 補足給付費は、第1項の規定による委任を受けた施設設置者の請求に基づき、支払うものとする。

4 前項の請求は、市長が指定する日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付費支払請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な手段により給付費の給付決定を受けたときは、給付決定を取り消すことができる。

(補足給付費の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付費が既に給付されているときは、施設等利用給付認定保護者に対し、当該給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日か

(1) 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象園児免除実績報告書(様式第5号)

(2) 第1項の委任があったことを証する書類

(3) 第2項の規定により控除した額を証する書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な手段により給付費の給付決定を受けたときは、給付決定を取り消すことができる。

(補足給付費の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付費が既に給付されているときは、施設等利用給付認定保護者に対し、当該給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

ら適用する。

様式第1号 (第6条関係)

略

様式第2号 (第7条関係)

略

削除

削除

削除

様式第1号 (第5条関係)

略

様式第2号 (第6条関係)

略

様式第3号 (第6条関係)

略

様式第4号 (第7条関係)

略

様式第5号 (第7条関係)

略

## 議案第 28 号

### 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

穂積小学校薬剤師の異動により、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 2 項の規定により、残任期間について新たに学校薬剤師を委嘱するもの。

# 令和3年度 学校薬剤師一覧表

令和3年度

学校(園)名	科 名	校 医 名	任 期
穂積小学校	内科医	中 島 俊 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	若 山 としこ	令和3年5月1日 ~ 令和4年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	伊 藤 浩 之	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	池 田 奈美江	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	村 瀬 友 紀	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	池 田 奈美江	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	長 野 弘 典	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	芥子川 雅 也	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	村 瀬 友 紀	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐 竹 真 一	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	下 野 真 宏	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日
	薬剤師	西 山 光 知 子	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

## 議案第 29 号

### 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

瑞穂市教育支援委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

令和3年度 瑞穂市教育支援委員名簿

	氏 名	勤務地	任期	備考(該当条項)
1	なかしまこどもクリニック 院長 中島 俊彦	なかしまこどもクリニック	R3.4.1～R4.3.31	学校医
2	本田小学校長 土川 恵美	本田小学校	R3.4.1～R4.3.31	小学校長代表
3	巣南中学校長 小川 瑞樹	巣南中学校	R3.4.1～R4.3.31	中学校長代表
4	岐阜聖徳学園大学教育学部教授 安田 和夫	岐阜聖徳学園大学教育学部	R3.4.1～R4.3.31	識見を有する者
5	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 篠田 貴子	もとす広域連合幼児療育センター	R3.4.1～R4.3.31	識見を有する者
6	岐阜本巣特別支援学校小学部主事 松本 深香	岐阜本巣特別支援学校	R3.4.1～R4.3.31	特別支援教育担当者
7	西小学校主幹教諭 大野 清貴	西小学校	R3.4.1～R4.3.31	特別支援教育担当者
8	牛牧小学校教諭 野原 朋美	牛牧小学校	R3.4.1～R4.3.31	特別支援教育担当者

議案第 30 号

瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

瑞穂市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市学校運営協議会規則（平成 30 年教育委員会規則第 9 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市学校運営協議会委員を委嘱するもの。

## 【推薦者名簿】

	氏名	住所	備考（役職）	備考（該当条項）
1	小林 正徳		教職指導室(高等教職専門職)・校長OB	第5号学識経験を有する者
2	加藤 知之		校長OB	第5号学識経験を有する者
3	松野 守男		会社経営者	第5号学識経験を有する者
4	井深 吉男		穂中校長OB	第5号学識経験を有する者
5	江間 安男		元会社役員	第5号学識経験を有する者
6	加藤 裕貞		自治会長（穂小校区代表）	第2号地域住民の代表
7	森 和美		自治会長（牛牧校区代表）	第2号地域住民の代表
8	錦見 敦子		民生・主任児童委員（穂小校区）	第2号地域住民の代表
9	福本 勝代		民生・主任児童委員（牛牧校区）	第2号地域住民の代表
10	藤橋 克郎		青少年育成推進員（穂小校区）	第2号地域住民の代表
11	森 厚子		青少年育成推進員（牛牧校区）	第2号地域住民の代表
12	青木 厚二郎		PTA会長（穂積小）	第1号保護者の代表
13	若山 陽子		PTA会長（牛牧小）	第1号保護者の代表
14	棚橋 龍彦		PTA会長（穂積中）	第1号保護者の代表
15	後藤 隆正		小学校長	第3号当該区域学校の校長
16	山本 邦宏		小学校長	第3号当該区域学校の校長
17	伊藤 雅生		中学校長	第3号当該区域学校の校長

## 【推薦者名簿】

	氏名	住所	備考（役職）	備考（該当条項）
1	東海 龍明		誠心寮 施設長	第5号学識経験を有する者
2	渡邊 昭博		自治会連合会（本田校区代表）	第2号地域住民の代表
3	馬淵 一弘		自治会連合会（生津校区代表）	第2号地域住民の代表
4	菅野 美智子		主任児童委員（本田校区）	第2号地域住民の代表
5	柴田 秀夫		主任児童委員（生津校区）	第2号地域住民の代表
6	浦野 裕子		主任児童委員（本田校区）	第2号地域住民の代表
7	仲松 幸代		主任児童委員（生津校区）	第2号地域住民の代表
8	田村 和彦		青少年育成推進委員（本田）	第2号地域住民の代表
9	長屋 正治		青少年育成推進委員（生津）	第2号地域住民の代表
10	矢井 孝明		いきいき活動委員会会長	第2号地域住民の代表
11	梅田 裕治		穂積北中 元PTA会長	第2号地域住民の代表
12	廣瀬 達也		本田小学校 PTA会長	第1号保護者の代表
13	大島 正堯		生津小学校 PTA会長	第1号保護者の代表
14	辻 正益		穂積北中学校 PTA会長	第1号保護者の代表
15	土川 恵美		本田小学校 校長	第3号当該区域学校の校長
16	棚橋 剛		生津小学校 校長	第3号当該区域学校の校長
17	宮崎 智和		穂積北中学校 校長	第3号当該区域学校の校長
18	谷村 三奈		本田小学校 教頭	第4号当該区域学校の教職員
19	上水流 弘美		生津小学校 教頭	第4号当該区域学校の教職員
20	樋田 真生		生津小学校 教頭	第4号当該区域学校の教職員
21	伊藤 貴範		穂積北中学校 教頭	第4号当該区域学校の教職員

## 【推薦者名簿】

	氏名	住所	備考（役職）	備考（該当条項）
1	古川 文行		公立小中学校長OB	第5号学識経験を有する者
2	鈴木 尚己		巢南中学校PTA会長	第1号保護者の代表
3	堀 和雄		瑞穂市自治会連合会副会長 新月自治会長	第2号地域住民の代表
4	細石 俊之		巢南中学校区活動委員会会長	第2号地域住民の代表
5	小森 秀夫		民生委員・児童委員協議会長	第2号地域住民の代表
6	青木 享幸		青少年育成推進員 巢南中学校区代表	第2号地域住民の代表
7	矢野 淳一		巢南中学校同窓会長	第2号地域住民の代表
8	池田 卓也		南小学校長	第3号当該区域学校の校長
9	松野 正範		中小学校長	第3号当該区域学校の校長
10	辻 治彦		西小学校長	第3号当該区域学校の校長
11	小川 瑞樹		巢南中学校長	第3号当該区域学校の校長
12	馬淵 俊紀		公立小中学校長OB	第5号学識経験を有する者
13	加藤 悟		公立小中学校長OB	第5号学識経験を有する者
14	大平 正廣		南小校区自治会長代表	第2号地域住民の代表
15	清水 恵子		南小校区主任児童委員	第2号地域住民の代表
16	村井 正人		南小校区青少年育成推進員	第2号地域住民の代表
17	高井 克行		南小学校PTA会長	第1号保護者の代表
18	増田 行義		公立小中学校長OB	第5号学識経験を有する者
19	戸田 一文		中小学校PTA副会長	第1号保護者の代表
20	矢野 雅俊		自治会長	第2号地域住民の代表
21	高橋 睦夫		民生児童委員	第2号地域住民の代表
22	松岡 千賀		子ども会会長	第1号保護者の代表
23	馬淵 淳子		青少年育成推進員	第2号地域住民の代表
24	廣瀬 陽介		西小学校PTA会長	第1号保護者の代表
25	後藤 正		自治会西小校区代表	第2号地域住民の代表
26	小川 直百美		巢南中校区主任児童委員	第2号地域住民の代表
27	矢野 幸子		西小校区青少年育成推進員	第2号地域住民の代表
28	鹿野 よし子		元保育所長・読み聞かせ等ボランティア	第2号地域住民の代表
29	溝部 美幸		学校支援ボランティア代表	第2号地域住民の代表

## 議案第 3 1 号

令和 4 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について

令和 4 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 1 3 号）第 3 条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 1 3 号）第 3 条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。

瑞穂市教育委員会告示第 号

令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項を次のとおり定める。

令和3年5月 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）

- 1 募集園児数 5歳児 30名（定員105名－今年度年中在園児数）  
4歳児 30名（定員 99名－今年度年少在園児数）  
3歳児 88名
- 2 資格 5歳児 市内に在住する平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの幼児  
4歳児 市内に在住する平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれの幼児  
3歳児 市内に在住する平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの幼児
- 3 就園期間 5歳児 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間  
4歳児 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間  
3歳児 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
- 4 説明会日時 穂積小学校区 令和3年7月27日（火）午前9時30分から午前11時  
牛牧小学校区 令和3年7月27日（火）午後1時30分から午後3時  
生津小学校区 令和3年7月28日（水）午前9時30分から午前11時  
本田小学校区 令和3年7月28日（水）午後1時30分から午後3時  
巢南中学校区 令和3年7月29日（木）午前9時30分から午前11時
- 5 説明会会場 ほづみ幼稚園
- 6 受付期間・場所 令和3年7月27日（火）から令和3年7月30日（金）まで  
午前9時から午後4時30分

ほづみ幼稚園

- 7 抽選会 各年次毎の募集園児数を超えた場合、令和3年8月26日  
(木)午前9時00分から抽選会を実施する。(前記1の募集  
園児数を超えた場合は、後日、該当年次児の保護者の方全員  
に文書にて発送させていただきます。)
- 8 保育料等 保育料 0円  
給食費 月額 3,710円(令和3年5月現在)  
交通安全協力費 月額 560円

議案第 3 2 号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 2 5 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

附属機関名及び所管課名の変更に伴い、瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正するもの。

瑞穂市教育委員会訓令第●号

庁中一般

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領

第1条及び第2条中「瑞穂市次世代育成支援対策協議会」を「瑞穂市子ども・子育て会議」に改める。

第3条第2項中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に、「幼児支援課長」を「幼児教育課長」に、「幼児支援課総括課長補佐」を「幼児教育課総括課長補佐」に改める。

第5条中「別表」を「別記様式」に改める。

別表を削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

瑞穂市子ども子育て会議公募委員選考基準

(1) 選考審査会は、委員の選考に当たって、提出された瑞穂市子ども子育て会議公募委員応募用紙及び小論文において、次の(2)評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

(2) 評価項目及び評点

応募用紙 に関する評価項目	評 点
審議内容に関連する職歴や経歴があるか	5 4 3 2 1
ボランティア等の活動に積極的に参加しているか	5 4 3 2 1
他の審議会等の委員経験等を有しているか	5 4 3 2 1
応募動機に個人的利害等不純な点はないか	5 4 3 2 1
自由意見等から市政への参画意欲が感じられるか	5 4 3 2 1
小論文 に関する評価項目	評 点
意欲、熱意が感じられるか	5 4 3 2 1
審議会等の所掌事項に関する理解や知識があるか	5 4 3 2 1
自己の考え方をもち、客観的に意見が表明できるか	5 4 3 2 1
課題や問題を的確に捉え、意見が論理的で説得力があるか	5 4 3 2 1
先見性や創造性があるか	5 4 3 2 1
合 計 点	点 / 50

【配点基準】

評 価	点 数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣る	1点

(3) 採点方法

ア. (2) の評価項目及び評点を 50 点満点により採点し、その得点順位の高い者から選考する。

イ. 採点合計が満点の 50 パーセント未満（25 点未満）の者については、委員として選考しない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市子ども・子育て会議</u> 公募委員選考要領 （趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）に規定する<u>瑞穂市子ども・子育て会議</u>の委員のうち公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考その他の必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（公募委員の定数）</p> <p>第2条 <u>瑞穂市子ども・子育て会議</u>の公募委員の定数（以下「定数」という。）は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（選考審査会の設置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 選考審査会に委員長及び委員を置き、委員長に<u>教育委員会事務局長</u>を、委員に<u>幼児教育課長</u>及び<u>幼児教育課総括課長補佐</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">（選考方法）</p> <p>第5条 公募委員の選考は、書類審査及び小論文により行うものとし、選考基準（<u>別記様式</u>）により評価して選考する。</p> <p><u>別記様式</u>（第5条関係） 瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考基準</p>	<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市次世代育成支援対策協議会</u>公募委員選考要領 （趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）に規定する<u>瑞穂市次世代育成支援対策協議会</u>の委員のうち公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考その他の必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（公募委員の定数）</p> <p>第2条 <u>瑞穂市次世代育成支援対策協議会</u>の公募委員の定数（以下「定数」という。）は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（選考審査会の設置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 選考審査会に委員長及び委員を置き、委員長に<u>教育次長</u>を、委員に<u>幼児支援課長</u>及び<u>幼児支援課総括課長補佐</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">（選考方法）</p> <p>第5条 公募委員の選考は、書類審査及び小論文により行うものとし、選考基準（<u>別表</u>）により評価して選考する。</p> <p><u>別表</u>（第5条関係） 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考基準</p>

( 1 ) 選考審査会は、委員の選考に当たって、提出された瑞穂市子ども・子育て会議公募委員応募用紙及び小論文において、次の( 2 ) 評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

( 2 ) 評価項目及び評点

応募用紙 に関する評価項目	評 点
審議内容に関連する職歴や経歴があるか	5 4 3 2 1
ボランティア等の活動に積極的に参加しているか	5 4 3 2 1
他の審議会等の委員経験等を有しているか	5 4 3 2 1
応募動機に個人的利害等不純な点はないか	5 4 3 2 1
自由意見等から市政への参画意欲が感じられるか	5 4 3 2 1
小論文 に関する評価項目	評 点
意欲、熱意が感じられるか	5 4 3 2 1
審議会等の所掌事項に関する理解や知識があるか	5 4 3 2 1
自己の考え方をもち、客観的に意見が表明できるか	5 4 3 2 1
課題や問題を的確に捉え、意見が論理的で説得力があるか	5 4 3 2 1
先見性や創造性があるか	5 4 3 2 1
合 計 点	点/50

【配点基準】

評 価	点 数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普 通	3点

( 1 ) 選考審査会は、委員の選考に当たって、提出された瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員応募用紙及び小論文において、次の( 2 ) 評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

( 2 ) 評価項目及び評点

応募用紙 に関する評価項目	評 点
審議内容に関連する職歴や経歴があるか	5 4 3 2 1
ボランティア等の活動に積極的に参加しているか	5 4 3 2 1
他の審議会等の委員経験等を有しているか	5 4 3 2 1
応募動機に個人的利害等不純な点はないか	5 4 3 2 1
自由意見等から市政への参画意欲が感じられるか	5 4 3 2 1
小論文 に関する評価項目	評 点
意欲、熱意が感じられるか	5 4 3 2 1
審議会等の所掌事項に関する理解や知識があるか	5 4 3 2 1
自己の考え方をもち、客観的に意見が表明できるか	5 4 3 2 1
課題や問題を的確に捉え、意見が論理的で説得力があるか	5 4 3 2 1
先見性や創造性があるか	5 4 3 2 1
合 計 点	点/50

【配点基準】

評 価	点 数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普 通	3点

やや劣っている	2点
劣る	1点

( 3 ) 採点方法

ア. ( 2 ) の評価項目及び評点を 50 点満点により採点し、その得点順位の高い者から選考する。

イ. 採点合計が満点の 50 パーセント未満 (25 点未満) の者については、委員として選考しない。

やや劣っている	2点
劣る	1点

( 3 ) 採点方法

ア. ( 2 ) の評価項目及び評点を 50 点満点により採点し、その得点順位の高い者から選考する。

イ. 採点合計が満点の 50 パーセント未満 (25 点未満) の者については、委員として選考しない。

## 議案第 33 号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市社会教育委員条例（平成 15 年瑞穂市条例第 59 号）第 2 条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

## 令和3・4年度瑞穂市社会教育委員

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏名	ふりがな	性別	〒	住所	任期	年数	備考
1	井深 吉男	いぶか よしお	男			R3.5.18～R5.3.31	新	学識経験者
2	山本 邦宏	やまもと くにひろ	男			R3.4.1～R5.3.31	新	校長会代表
3	上野 邦子	うえの くにこ	女			R3.4.1～R5.3.31	6	学識経験者
4	長屋 正治	ながや しょうじ	男			R3.4.1～R5.3.31	6	家庭教育・青少年教育(市青少年育成推進員)
5	松野 守男	まつの もりお	男			R3.4.1～R5.3.31	4	体育関係(体育協会 会長)
6	宇野 睦子	うの むつこ	女			R3.4.1～R5.3.31	4	学識経験者(読書サークル協議会 会長)
7	広瀬 政博	ひろせ まさひろ	男			R3.4.1～R5.3.31	1	学識経験者(文化協会事務局長)
8	辻 正益	つじ まさあり	男			R3.4.1～R5.3.31	1	家庭教育・青少年教育(市PTA連合会会長)

※年数は2年度末までの年数

## 議案第 34 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

## 令和3年度 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

	氏 名	所 属	年数	任期	備考
1	辻 正益	瑞穂市PTA連合会	1	R2.4.1～R3.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(市PTA連合会長) 継続
2	辻 治彦	西小学校	1	R2.4.1～R3.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの(園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当) 継続
3	谷藤 直美	牛牧第一保育所	1	R2.4.1～R3.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者(保育所長) 継続
4	井深 吉男	社会教育委員の会	新	R3.5.18～R3.10.31	識見を有する者(社会教育委員長) 新規
5	本間 友理	保育所保護者会(牛牧第一保育所)	新	R3.4.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者(保育所保護者を代表する者) 新規
6	船戸 菜摘	西小学校	1	R2.4.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (子どもの読書推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭) 継続
7	高田 敏朗	瑞穂市図書館	5	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者(図書館長) 継続
8	宇野 睦子	瑞穂市読書サークル協議会	5	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者 (読書関係団体) 継続
9	高橋 由夏	子どもの本を読む会 (かんがるう)	9	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者 (読み聞かせ関係団体) 継続
10	佐藤 彰道	健康福祉部 健康推進課	新	R3.4.1～R3.10.31	行政関係者 (健康推進課長) 新規
11	藤本 桂子	本田小読み聞かせボランティア	9	H30.11.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民) 継続
12	瀬上 涼	NPO法人キッズスクエア	9	H30.11.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民) 継続

## 意見聴取

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和3年5月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

## 提案理由

令和3年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

教育委員会分抜粋

令和3年度

# 瑞穂市補正予算書

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

令和3年6月定例議会

# 目 次

令和3年度瑞穂市補正予算総括表 .....	1
議案第37号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号) .....	2

## 令和3年度瑞穂市補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		19,051,876	84,034	19,135,910	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,467,451	300	4,467,751	
	後期高齢者医療事業特別会計	587,749	0	587,749	
	農業集落排水事業特別会計	25,967	0	25,967	
	小 計	5,081,167	300	5,081,467	
企業会計	水道事業会計	1,017,292	0	1,017,292	
	下水道事業会計	672,938	50,000	722,938	
	小 計	1,690,230	50,000	1,740,230	
合 計		25,823,273	134,334	25,957,607	

## 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度瑞穂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,135,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,797,161	75,603	2,872,764
	2 国庫補助金	593,331	75,603	668,934
16 財産収入		5,908	580	6,488
	2 財産売却収入	682	580	1,262
18 繰入金		1,221,463	△2,644	1,218,819
	2 基金繰入金	1,221,460	△2,644	1,218,816
20 諸収入		632,140	4,095	636,235
	5 雑入	619,993	4,095	624,088
21 市債		1,241,000	6,400	1,247,400
	1 市債	1,241,000	6,400	1,247,400
歳入合計		19,051,876	84,034	19,135,910

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,965,417	25,265	2,990,682
	1 総務管理費	2,589,848	25,265	2,615,113
3 民生費		7,432,847	8,076	7,440,923
	1 社会福祉費	3,920,184	△11,197	3,908,987
	2 児童福祉費	3,040,729	19,273	3,060,002
4 衛生費		1,750,013	△5,481	1,744,532
	1 保健衛生費	741,100	△5,481	735,619
7 商工費		167,336	10,479	177,815
	1 商工費	167,336	10,479	177,815
8 土木費		1,897,219	14,250	1,911,469
	4 都市計画費	579,828	12,000	591,828
	5 下水道費	240,769	2,250	243,019
9 消防費		1,006,554	4,094	1,010,648
	1 消防費	1,006,554	4,094	1,010,648
10 教育費		2,484,612	27,351	2,511,963
	1 教育総務費	232,207	3,380	235,587
	3 小学校費	286,524	1,934	288,458
	4 中学校費	182,041	108	182,149
	5 幼稚園費	281,233	195	281,428
	6 社会教育費	550,338	20,964	571,302
	7 保健体育費	761,089	770	761,859
歳出合計		19,051,876	84,034	19,135,910

第2表 債務負担行為補正  
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度外国人英語指導助手（ALT）派遣事業	令和3年度から令和4年度まで	56,737千円

第3表 地方債補正  
(変更)

起債の目的	補		前		補		後	
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
常備消防整備事業	14,600千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えすることができる。	21,000千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えすることができる。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,797,161	75,603	2,872,764
16 財産収入	5,908	580	6,488
18 繰入金	1,221,463	△2,644	1,218,819
20 諸収入	632,140	4,095	636,235
21 市債	1,241,000	6,400	1,247,400
歳入合計	19,051,876	84,034	19,135,910

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	2,965,417	25,265	2,990,682	20,924		580	3,761
3 民生費	7,432,847	8,076	7,440,923	2,595			5,481
4 衛生費	1,750,013	△5,481	1,744,532				△5,481
7 商工費	167,336	10,479	177,815	10,479			
8 土木費	1,897,219	14,250	1,911,469	12,000			2,250
9 消防費	1,006,554	4,094	1,010,648	4,697	6,400	△602	△6,401
10 教育費	2,484,612	27,351	2,511,963	24,908			2,443
歳出合計	19,051,876	84,034	19,135,910	75,603	6,400	△22	2,053

## 2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	135,686	75,353	211,039	1 総務費補助金	75,353	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
5 教育費国庫補助金	84,841	250	85,091	3 幼稚園費補助金	250	教育支援体制整備事業費交付金
計	593,331	75,603	668,934			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 物品売払収入	680	580	1,260	1 物品売払収入	580	物品売払収入
計	682	580	1,262			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	456,000	2,053	458,053	1 財政調整基金繰入金	2,053	財政調整基金繰入金
3 ふるさと応援基金繰入金	112,360	△4,697	107,663	1 ふるさと応援基金繰入金	△4,697	ふるさと応援基金繰入金
計	1,221,460	△2,644	1,218,816			

### 3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	597,296	△11,197	586,099	1,297			△12,494	1 報酬	1,181	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬(緊急雇用) 1,088 会計年度任用職員時間外勤務手当相当 会計年度任用職員時間外勤務手当相当(緊急雇用) 93
								2 給料	△6,967	一般職給
								3 職員手当等	△3,181	地域手当 △209 住居手当 △246 通勤手当 △24 期末手当 △1,617 勤勉手当 △1,167 会計年度任用職員期末手当 82
								4 共済費	△2,264	地方公務員共済組合負担金
								8 旅費	34	会計年度任用職員通勤手当相当
								計	3,920,184	△11,197

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	416,694	19,273	435,967	1,298			17,975	2 給料	10,263	一般職給
								3 職員手当等	4,181	地域手当 308 住居手当 246 通勤手当 144 期末手当 2,048 勤勉手当 1,435
								4 共済費	3,531	地方公務員共済組合負担金
								10 需用費	1,298	修繕料
								計	3,040,729	19,273

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	755,481	0	755,481		6,400		△6,400			(財源補正)
2 非常備消防費	60,254	4,094	64,348			4,095	△1	7 報償費	4,094	報償費
4 防災費	89,004	0	89,004	4,697		△4,697				(財源補正)
計	1,006,554	4,094	1,010,648	4,697	6,400	△602	△6,401			

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	182,375	3,380	185,755	220			3,160	12 委託料	3,160	設計委託料 測量調査設計委託料 2,500 業務委託料 土地鑑定委託料 660
								17 備品購入費	220	庁用器具費
計	232,207	3,380	235,587	220			3,160			

(款) 10 教育費  
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	248,330	357	248,687				357	17 備品購入費	357	庁用器具費 236 機械器具費 121
2 教育振興費	38,194	1,577	39,771	1,577				14 工事請負費	1,577	工事請負費
計	286,524	1,934	288,458	1,577			357			

(款) 10 教育費  
(項) 4 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	143,555	108	143,663				108	17 備品購入費	108	庁用器具費
計	182,041	108	182,149				108			

(款) 10 教育費  
(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園管理費	278,955	195	279,150	250			△55	10 需用費	195	消耗品費等
計	281,233	195	281,428	250			△55			

(款) 10 教育費  
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 生涯学習振興費	32,353	20,964	53,317	20,964				10 需用費	18,500	消耗品費等
								11 役務費	2,257	通信運搬費
								12 委託料	207	行政事務委託料 アウトソーシング
5 図書館費	120,027	0	120,027	1,237			△1,237			(財源補正)
計	550,338	20,964	571,302	22,201			△1,237			

(款) 10 教育費  
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 体育施設費	169,410	110	169,520				110	12 委託料	110	業務委託料 土地鑑定委託料	110
4 給食センター費	572,743	660	573,403	660				10 需用費	660	修繕料	
計	761,089	770	761,859	660			110				
合計	19,051,876	84,034	19,135,910	75,603	6,400	△22	2,053				